

消防本部告示第4号

五泉市消防災害支援隊設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模災害発生時に市民の被害を軽減し、安全な市民生活を確保するため、消防吏員の職を退職した者や、防災士等が有する消防に関する知識、技能及び経験を生かして、消防本部が行う消防活動を支援する五泉市消防災害支援隊（以下「支援隊」という。）を組織することについて必要な事項を定める。

(隊員の登録等)

第2条 支援隊の隊員として登録を希望する者は、五泉市消防災害支援隊登録申込書（第1号様式）をもって行うものとする。

2 消防長は、前項の登録申込書を受理したときは、次のいずれにも該当する者について支援隊の隊員として登録する。

(1) 消防吏員の職を退職した者や、防災士等消防に関する知識、技能及び経験を有し、かつ、本市に居住する者であること。

(2) 70歳までの者（70歳を超える者である場合は、第5条に定める活動に十分に耐え得ると認められる者であること。）

(消防災害支援隊登録証の交付等)

第3条 消防長は、前条の規定により登録を認めた者に対し、五泉市消防災害支援隊登録証（第2号様式）を交付するものとする。

2 前項の登録証を交付された隊員が支援隊の活動を継続しなくなったときは、速やかに登録証を消防長に返納するものとする。

(消防署又は分署への参集)

第4条 隊員は、大規模災害が発生し、かつ、市内に甚大な被害が発生した場合において、消防長より出動要請があり出動が可能な場合又は自己の判断により最寄りの消防署又は分署に参集するものとする。

(支援隊の活動内容)

第5条 参集した隊員は、次に掲げる活動（以下「支援活動」という。）に従事するものとする。

(1) 消防署及び分署の後方支援

- ア 庁舎、資機材等の管理
- イ 市民への機材（のこぎり、バール等の軽量機材）の貸出
- ウ 避難者の応急手当
- エ 避難者の広域避難所への誘導

(2) 情報収集

- ア 自宅周辺の被害状況の報告
- イ 参集途上の道路、建物等の被害状況及び危険箇所に係る報告
- ウ 消防署等における住民からの情報収集

(3) 災害活動支援

- ア 他自治体からの応援救助隊の誘導、地理案内等の活動支援
- イ 活動中の消防職員等への食糧、飲料水等の供給

（標示品の装着）

第6条 支援活動に従事する隊員は、消防長から交付される標示品を装着するものとする。

2 標示品は、活動ベスト及び帽子とし、その形状は別表に定めるとおりとする。

（報償等の不支給）

第7条 支援活動、訓練及び研修に係る報償の支給及び費用の弁償は、行わない。

附 則

この告示は、平成24年6月1日から施行する。